31年目の故久保清氏追悼
春闘、地方選勝利誓う

三池闘争から三十一年。激しいたたかいの中で刺殺された故久保清さんを追悼し、九一年春闘と統一地方選勝利をめざす決起集会が三月二十九日、午後五時三十分から旧四山鉱近くの殉難碑の前で開かれました。

集会には組合員・主婦会をはじめ、退職者の会、訴訟団、被災者の会の代表などが参加。まず中原組合長が正念場を迎えた第九次石炭政策の石鉱審での審議状況にふれ、きびしさをはねかえすためにたたかう以外にない。三池闘争の教訓を受けつぎ全力をあげて地方選に勝利し、その力で生活を守るために春闘をたたかい抜こうとあいさつ。続いて藤田主婦会長があいさつ。さらに来賓として長谷川福岡県議候補、酒井熊本県議候補、下川福岡県議候補から連帯と激励のあいさつをうけたあと、全員碑前で焼香しました。（写真上）

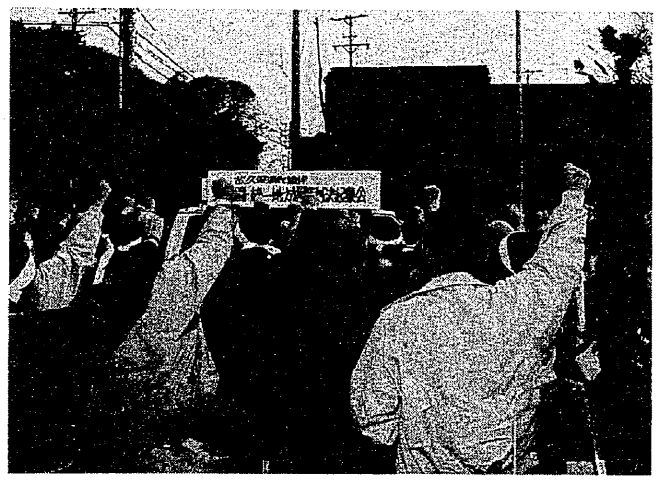

九次策に向け決起集会
連続的な行動で政策確立めざす

二月三日に開かれた石炭政策確立決起集会に続いて三月三十一日、午前十時から大牟田労働福祉会館ホールで組合員、主婦会、退職者の会、不当解雇訴訟団、被災者の会が参加して「石炭政策闘争勝利決起集会」を開きました。

集会では中原組合長が九次策をめぐる石鉱審の論議の内容をくわしく報告、今後のたたかいについて提起するとともに決意を表明。藤田主婦会長があいさつしたあと城之内大牟田地評会長、長谷川福岡県議候補、酒井熊本県議候補、下川福岡県議候補から連帯と激励のあいさつを受けました。

このあと地域ビラ、街頭ビラ配布を行いました。（写真下）

また、今年は四年に一度の統一自治体選挙の年です。地方自治体の民主化と、住民が主人公になる政治のために、組合と主婦会が推せんする候補者全員を当選させなければなりません。

そして春闘です。炭労の要求は一方六百九十円で、私達の生活実態からすれば不満はありますが、今の石炭情勢からすればやむをえない額かなと思います。

この春は、この三つの課題に向かって健康に気をつけながら頑張らなければと思っています。

姿見

三つの課題で

荒尾ブロック　栗野京子

桜の花も咲き、過ごしよい今日この頃ですが、今年の春は私たちにとってはいつもの年と違った四月ではないでしょうか。

炭鉱労働者と家族の運命を左右するといわれる第九次石炭政策の審議は、六月の答申に向けて最終段階に入っています。

日本で一年間に使う石炭の一割にも満たない国内炭を切り捨てようとする自民党政府と資本家達のやり方に腹が立ってしようがありません。

私達は、国内炭を二千万トンも三千万トンも使うことを要求しているのではありません。総使用量のわずか一割弱の要求です。日本でただ一つのエネルギーという立場から考えれば、日本の経済力を考えると政策で守ることができるはずです。炭鉱労働者と家族が安心して生活できる石炭政策をぜひとも実現したいものです。

あほ・だら
芝岡ゆ友衛

職場の声

座り込みに参加して

九次策の確立をめざして三月十九日から二十三日まで、旧三川鉱正門前での座り込み行動が行われたが、三日目の行動日は季節はずれの強い雨風が吹き荒れた。

組合員、主婦会、退職者の会の人達など四十数人である。午前と午後に分かれて街頭ビラ配布を行ったが、寒風の中でそれぞれ頑張ったと思う。

テント小屋の中では和気あいあいの時間を過ごしたが、夕方五時までの行動が私には短かかったように思えた。それは、三池闘争以来のなじみの人達の集まりだったからであろう。

情勢報告は、きびしい状況であるとのことだったが、今度の座り込み行動が大きな成果を収めるよう期待しながら家路についた。（M生）

斜坑捲きの人減らし

三月二十六日から「旧三川鉱」の大斜坑捲き（一坑・二坑兼務）の運転手が各方二名から一名に減らされました。

二坑の人車を捲いている間の一坑の材料捲きは常一番の応援でやっていますが、応援者が休んだ場合は、食事やトイレもゆっくりできない状況です。

本面（ほんつら）が欠勤した場合は前方が連勤していますが、捲きの運転手の連勤は保安上からも問題です。

また、病気などによる長欠が出た場合にどうするのか。などの対応もはっきりしていません。

多くの人命を預かる捲きの運転手を二名体制に戻し、安心して働ける労働条件を確保すべきです。（以上は三分会職場新聞『やま』四月五日発行から）

川柳　竹とんぼ

九次策へ
前川レポート刺（とげ）となり
春風は
春季闘争はこびおり
スキャンダル
土俵のみで黒い星

（職場新聞『きずな』百四十六号、三月十六日発行から）

「産炭地法」改正案が成立
十年延長、自治体が実施計画

産炭法（産炭地域振興臨時措置法）の一部改正案が四月九日の参議院本会議で可決、成立しました。

改正の主な柱は、①同法の十年間延長。②従来、通産大臣が定めていた実施計画を道県知事が原案を作成する。③地方税の減税措置補てん対象業種の追加。などで、公布・施行のあと福岡県など関係七道県は国の基本計画をうけて振興計画の原案づくりに入ります。

産炭法は、石炭産業の不況によって疲弊した産炭地域の計画的な発展を目的として昭和三十六年に制定され、その後三回延長されてきましたが、八次策による影響が深刻になっていることからさらに十年間延長することになりました。

同法の改正によって対象地域も見直され、筑後、有明、長崎圏などが八次策の影響地域として重点対象地域に指定されています。

また、指定地域振興対策として自治体への財政支援の強化をはじめ対象事業の拡充、工業団地の造成、企業誘致・地場産業の振興、石炭企業の新分野進出支援、中小商工業者対策、公共事業の計画的実施などが折り込まれています。

八次策最終年度の需給計画
国内炭生産820万トン
―需要、一千万トンを大きく割る―

石鉱審（石炭鉱業審議会＝通産大臣の諮問機関）は三月十九日、通産省で開いた政策、経営、需給・価格の合同部会で、第八次石炭政策の最終年度となる九一年度の石炭鉱業合理化実施計画を決めました。

計画では、国内炭の需要を九百三十万トンとする需給見通しに立ち、①生産量を前年計画より二十万トン減の八百二十万トンとする。②過剰貯炭の上限を百四十一万トンとする。③基準炭価は据え置く。などを柱にしています。

生産目標の八百二十万トンは「需要に見合う数字」とされ、八次策最終年度の大幅合理化・閉山は避けられることになりましたが、最終年度末で百万トン以上の過剰貯炭が残ることになり、九二年度以降の貯炭解消策が大きな課題となります。

九〇年度の生産実績見通しは、三池での採掘条件の悪化による減産などで計画から三十万トン減の八百十万トンになることから、実績比では十万トン増となっています。

需要業界の引き取り量は、前年比で百五十六万トン減少し、八次策での最終目標とされた「おおむね一千万トン」を大きく割り込み、いかに合理化のテンポが速く閉山や縮小が進んだかが明らかです。

この間に海外炭の輸入量が一億一千万トンとなる一方で、炭鉱労働者数は約二万人強から八千人強（九一年一月末）に激減しています。

1990年度国内炭需給見込み及び1991年度見通し

（単位：万トン）

		1990年度（見込み）			1991年度（見通し）		
		原料炭	一般炭	計	原料炭	一般炭	計
需要	鉄鋼	35		35			
	ガス	9		9			
	コークス	10		10			
	電力		916	916		850	850
	一般産業・その他	1	115	116		80	80
	計	55	1,031	1,086	0	930	930
供給	生産		810	810		820	820
	貯炭崩	23	153	176		40	40
	転用	32	△32				
	過欠及び雑炭		100	100		70	70
	計	55	1,031	1,086	0	930	930
貯炭	期初在庫	23	346	369		193	193
	期末在庫	0	193	193	0	153	153